

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年条例第二十四号）の一部を次のように改める。

令和七年六月十一日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表中「一二、八〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

「説明」

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部改正の趣旨を踏まえ、投票管理者等の報酬の額を改定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

別表（第二条、第六条関係）

新旧对照表

丁巳年夏月

## 宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件

宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定める。

令和七年六月十一日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例  
(目的)

第一条 この条例は、市の機関等に係る手続等に關し、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もつて市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 市の条例及び規則等並びに山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第一号）により市が処理することとされた事務について規定する山口県の条例及び執行機関の規則をいう。

二 規則等 市長その他の執行機関が定める規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。）、議会の規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程をいう。

三 市の機関等 次に掲げるものをいう。

イ 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員

ハ 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）

四 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図

形その他他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

五 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

六 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

七 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

八 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

九 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

十 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十一 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための

- 番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第八条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもつて代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該収入金の納付については、当該条例等の規定にかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもつて代えることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことは、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあらるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。
- （電子情報処理組織による処分通知等）
- 第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもつて代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもつて代えることができる。

（適用除外）

第七条 次に掲げる手続等については、第三条から前条までの規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付

ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

二 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第九条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

市の機関等に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 令和7年6月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 デジタル推進課

議 案	第52号 宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件
要 旨	市の機関等（市、公営企業、指定管理者等）に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの
概 要	<p>1 主な内容</p> <p>(1)目的【第1条】</p> <p>市の機関等に係る手続等において、書面等によるものに加え、オンラインによる手続等を可能とすることにより、市民をはじめとした手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とするもの。</p> <p>(2)電子情報処理組織による申請等【第3条】</p> <p>条例等により書面で行うこととされている申請等について、オンラインを使用する方法により行うことができるよう定めるもの。</p> <p>(3)電子情報処理組織による処分通知等【第4条】</p> <p>条例等により書面で行うこととされている処分通知等について、オンラインを使用する方法により行うことができるよう定めるもの。</p> <p>(4)電磁的記録による縦覧等【第5条】</p> <p>条例等で書面等により行うこととされている縦覧等について、コンピュータ等を利用して作成した電磁的記録により行うことができる旨を定めるもの。</p> <p>(5)電磁的記録による作成等【第6条】</p> <p>条例等で書面等により作成、又は保存することとされているものについて、電磁的記録の作成、又は保存により行うことができる旨を定めるもの。</p>

	<p>(6)適用除外【第7条】</p> <p>次に掲げる手続等については、本条例を適用せず個別条例等の規定に基づき対応することを定めるもの。</p> <p>①手続等のうち、対面により確認する必要があるもの、許可証等その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があるもの及び電子情報処理組織を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの。</p> <p>②手続等のうち、既に個別条例等の規定においてオンラインによる手続等が規定されているもの。</p>
	<p>2 関係法令</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</p> <p>(平成14年法律第151号)。</p>
施行日	公布の日

## 議案第五十三号

### 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和三十九年条例第五十五号）の一部を次のように改める。

令和七年六月十一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十一条第一項を次のように改める。

ふるさと応援基金は、魅力あるまちづくりの推進に資するため、次に掲げる寄附金を積み立て、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

- 一 ふるさと納税制度（個人が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）による本市が指定した事業を推進するための篤志者の指定寄附金及び本市を応援する意図により申出のあつた用途を指定しない篤志者の寄附金
- 二 企業版ふるさと納税制度（法人が地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条の三の規定によるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附をしたときに当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について特例を適用する制度をいう。）による当該事業を推進するための篤志者の指定寄附金

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 「説明」

企業版ふるさと納税に係る寄附金の有効活用を図ることを目的として、当該寄附金をふるさと応援基金として積み立てるため、所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

新 旧 対 照 表

新

(ふるさと応援基金)

第十一條 ふるさと応援基金は、ふるさと納稅制度において本市が指定した事業を推進するための篤志者の指定寄附金及び本市を応援する意図により申し出のあつた使途を指定しない篤志者の寄附金を当該事業及び本市のまちづくりに要する経費の財源に充てるため、当該寄附金を積み立て、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第十一條 ふるさと応援基金は、魅力あるまちづくりの推進に資するため、次に掲げる寄附金を積み立て、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

一 ふるさと納稅制度（個人が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）による本市が指定した事業を推進するための篤志者の指定寄附金及び本市を応援する意図により申し出のあつた使途を指定しない篤志者の寄附金

二 企業版ふるさと納稅制度（法人が地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条の三の規定によるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときに当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について特例を適用する制度をいう。）による当該事業を推進するための篤志者の指定寄附金

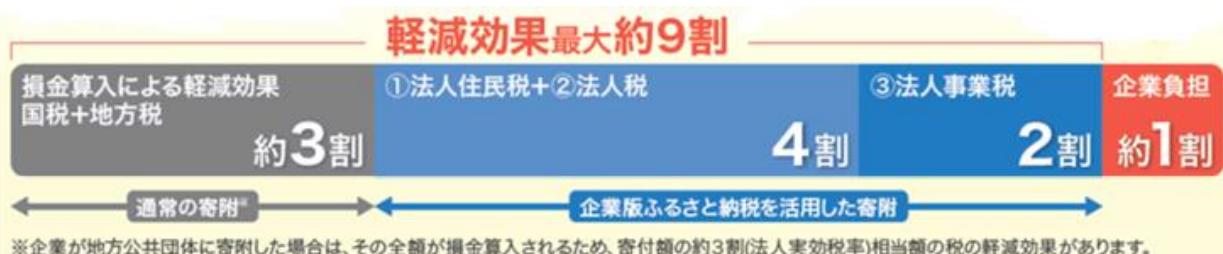
# 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

## 1. 改正の趣旨及び背景

本市の地方創生に向けた取組を推進するに当たり、企業版ふるさと納税に係る寄附金の有効活用を図ることを目的として、当該寄附金をふるさと応援基金として積み立てることで、所要の整備を行うものです。

### 【企業版ふるさと納税制度とは】

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大9割を上限に法人関係税の軽減措置を受けられる制度です。



### 【要件】

- ※1回当たり10万円以上の寄附が対象
- ※本社が宇部市に所在する企業は本制度の対象外
- ※寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止

## 2. 基金設置のメリット

本制度では、原則、寄附をいただいた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附金を充てることとなっていますが、「ふるさと応援基金」に積み立てることで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができます。また、企業が本市に寄附をしやすい環境を整える事にもなります。

### 【基金のイメージ図】



### 3. 施行日

公布の日

### 4. 本市が取り組む地方創生プロジェクト

企業版ふるさと納税を活用できる事業は、同計画に記載したものであり、現在、本市が取り組む地方創生プロジェクトは以下のとおりです。

地方創生プロジェクト	具体的な事業
ア 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、子どもの夢を育む教育を推進する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦応援都市の推進</li><li>・宇宙教育の推進</li><li>・S D G s を意識した特色ある教育の推進</li><li>・常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備</li><li>・子どもの居場所づくりの推進 等</li></ul>
イ 「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して働くようにする事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業のイノベーション推進</li><li>・経営の安定・革新に向けた支援</li><li>・スマート農林水産業の推進</li><li>・稼げる農産物の生産支援</li><li>・成長産業の創出・育成</li><li>・J O B フェア等の開催 等</li></ul>
ウ 関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京圏等からの移住促進</li><li>・奨学金返還支援制度の実施</li><li>・シティプロモーションの推進</li><li>・M I C E 誘致の推進</li><li>・ふるさと納税の推進 等</li></ul>
エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・常盤通りにぎわい交流拠点施設の整備</li><li>・まちなかにぎわい創出</li><li>・U B E 読書のまちづくりの推進</li><li>・快適・安全な暮らしの確保</li><li>・デジタルアーカイブや文化財を活用した文化振興</li><li>・健康づくりの推進</li><li>・地域内交通の導入促進 等</li></ul>
オ 多様な人財の活躍を推進する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・元気・安心・地域づくりの推進</li><li>・学生が輝き活躍するまちづくり</li><li>・若者の居場所事業</li><li>・女性活躍の推進 等</li></ul>
カ 新しい時代の流れを力にする事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・5 G 環境整備による新ビジネス創出の促進</li><li>・スマートシティ宇部の推進</li><li>・I C T 活用による地域医療の連携</li><li>・次世代公共交通システムの構築</li><li>・地域循環共生圏の推進 等</li></ul>

### 5. 寄附実績

年度	寄附件数	寄附額
平成29年度	2件	600,000円
平成30年度	0件	0円
令和元年度	0件	0円
令和2年度	1件	100,000円
令和3年度	3件	4,300,000円
令和4年度	5件	2,550,000円
令和5年度	18件	15,200,000円
令和6年度	19件	20,300,000円
合計	47件	43,050,000円

## 6. 参考

### 【企業版ふるさと納税とふるさと納税（個人版）の違い】

	企業版ふるさと納税	ふるさと納税（個人版）
目的	宇部市を応援したい、企業の地域貢献	宇部市を応援したい、個人の気持ち
寄附者	企業（寄附先は本社所在地以外）	個人（寄附先に制限なし）
寄附用途	宇部市が取り組む地方創生プロジェクト	寄附者の希望を尊重しつつ地方公共団体が自由に活用
返礼品	なし（経済的利益の供与は禁止）	あり（市民への返礼品はなし）
寄附額	1回10万円以上	定めなし
税額控除	法人住民税、法人税、法人事業税	所得税、住民税